

碧南市教育委員会 3月定例会 会議録

1 日時 令和8年3月19日(木) 午後2時から午後2時46分まで

2 場所 碧南市役所4階 庁議室

3 出席者

(1) 教育委員

委員 大村 幸、委員 岡本 明弘、委員 榊原 京子、委員 深津 茂樹、
教育長 小澤 徹

(2) 事務局職員

教育部長 岡本 和雄、庶務課長 松野 盛高、学校教育課長 鎌谷 祥行、
生涯学習課長 金原 厚夫、文化財課長兼藤井達吉現代美術館副館長 山田 光則、
藤井達吉現代美術館副館長 木村 理恵子、スポーツ課長 中嶋 忠彦、
海浜水族館長 地村 佳純、庶務課庶務係長 齋藤 堂晴

4 傍聴者 0人

5 議案

(1) 協議事項

- ア 一般財団法人へキナンシティカンパニー補助金交付規程の制定について
- イ 碧南市医療的ケア児学校等訪問看護事業実施規程の制定について
- ウ 碧南市私立高等学校授業料等補助金交付規程の廃止について
- エ 碧南市部活動地域移行検討委員会設置規程の一部改正について
- オ 令和8年度職員の人事異動について【秘密会】

(2) その他

6 会議の概要

日程第1 開会の辞

日程第2 教育長報告

教育長が資料に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

日程第3 前回会議録の承認について

〈意見・質疑なし〉

事務局より会議録署名者に岡本明弘委員と深津茂樹委員を指名し、事務局案で承認された。

日程第4 議案

協議事項オ 令和8年度職員の人事異動について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項により非公開とすることで決定。最後に審議することとした。

協議事項ア 一般財団法人へキナンシティカンパニー補助金交付規程の制定について
庶務課長が資料1に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

深津委員 今の株式会社は解散という形をとり、新しく一般財団法人を設立するという理解でよろしいですか。

庶務課長 はい。

深津委員 株式会社は、間もなく解散する方向ですか。

庶務課長 解散の手続きをとっていきます。日付の整理をどこでやっていくかというところになるかと思えます。

教育長 学校給食の流れ自体は変わらないのですよね。

庶務課長 変わりません。

審議の結果、承認された。

協議事項イ 碧南市医療的ケア児学校等訪問看護事業実施規程の制定について
庶務課長が資料2に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

岡本委員 利用回数で1人1日5回を限度ということですがけれども、具体的にはどういうことが想定されますか。

庶務課長 現在想定される医療的ケアとしては、インスリン注射が主なものですが、昼前に1回というのがほとんどと考えています。

児童生徒の症状によりますが、導尿になると措置の時間が長くなるのですが、ちょっと5回の想定は現段階ではできないです。

事業を先行して行っている他市では、上限を5回という設定にしています。これは、30分や90分を一回の単位にしていますので、時間的に、5回位が上限になるという判断だとは思っています。

教育長 この4月からの対象児童からの申請は、まだ出ていませんか。

庶務課長 そうです。

教 育 長 対象になりそうな子ども達はどのくらいいますか。

庶 務 課 長 今想定しているのは、小学校で6名、中学校で1名です。この制度を使わずに保護者の方がケアをやります、となれば、それはそれでそのまま続けていただければ結構ということにはなります。

教 育 長 本来というか将来的なことを思うと、親御さんから看護師さんが措置を行って、最後は自分で措置ができるようになるというのが一般的な目的かなとは思いますが。

審議の結果、承認された。

協議事項ウ 碧南市私立高等学校授業料等補助金交付規程の廃止について

庶務課長が資料3に基づき説明した。なお、施行期日を令和8年3月31日から同年4月1日に訂正する旨を説明。

〈意見・質疑なし〉

協議事項エ 碧南市部活動地域移行検討委員会設置規程の一部改正について

学校教育課長が資料4に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

教 育 長 部活動地域移行検討委員会というのは、ここで何年位になるのでしょうか。3年は、やっていますね。

学 校 教 育 課 はい。令和5年度からです。

岡 本 委 員 地域移行という形で、3年位議論はされていますけど、議論は継続していくということですか。それとも新たな事業をスタートしてまた考えますということでしょうか。

学 校 教 育 課 長 これまで検討してきたことも踏まえながら継続していくということです。

審議の結果、承認された。

《午後2時30分 休憩》

《関係者以外退席》

《午後2時32分 再開》

協議事項オ 令和8年度職員の人事異動について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項により非公開とし、関係部局職員以外は退席の上、秘密会として進行。

審議の結果、承認された。

(午後 2 時 4 6 分 閉会)

以上のおり会議録を作成して、署名する。

令和 8 年 4 月 2 3 日

委員

委員